
スノコ状バルコニー等の建築面積に関する取扱い

床がスノコ状の空隙のある材料を使用したバルコニーについて、その建築面積の算定方法は平成3年住指発第210号などの通達や公とされる資料に照らし、スノコ状バルコニーは法第2条第一号「屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）」による建築物に該当する。本市での算定方法の運用については令第2条第1項第二号に基づく建築面積に算入する取扱いとする。

また、グレーチングやパンチングメタルなどの類似する材料を使用するものについても同様の取扱いとする。

この取扱いについては、平成28年4月1日より運用する。

法令、関連資料

法令 法第2条第二号、法第92条、令第2条第1項第一号

通達 平成3年住指発第210号

資料 基準総則・集団規定の適用事例 2013年度版